泉官衙遺跡史跡公園整備事業基本計画(素案) パブリックコメント質疑

No	章	素案ページ	意見等	回答	
NO				対応	市の考え方(対応の理由)
1	6-10	118	金沢製鉄遺跡との関係性を記載すべきであ	原案のとおり	本計画では中核活用建物で史跡に関わる基本情報や歴史的意義に
	6-11	120	る。		関する解説を行うこととしており、同建物では展示テーマの一つ
					を「製鉄関連遺跡」としています(6-5. 中核活用建物の計画 P89)。
					また、東北電力原町火力発電所製鉄炉保存館等の関連遺跡を含め
					た活用を掲げておりますので、史跡と製鉄の密接な関係を示して
					いくよう努めます(6-10. 公開活用に関する計画 P118、6-11. 関連文
					化財に関する計画 P120)。
2	5-3	52	泉の十一面観音の看板ならびに入口がわか	原案のとおり	本計画では、史跡の価値と密接な関係を有する周辺の文化財や伝
	6-11	120	らなくなっているので、整備計画とあわせて		説継承地を一体的に保全・活用することを基本目標としています。
			修繕、整備してほしい。		そのために、史跡と関連文化財を結び付けた活用を計画しており、
					その実現に必要な環境を整えるため、泉の十一面観音の看板や入
					口の修繕・整備の実施方法を検討いたします(5-3.整備基本計画に
					おける基本目標 P52、6-11. 関連文化財に関する計画 P120)。
3	巻末資	8	泉の十一面観音が千手観音という記載があ	訂正する	原案を訂正いたします。
	料		るので、訂正すべき。		
4	6-7	100	大型バスを降りる場所は見学の起点となる	後期整備の実	本計画では、全体計画(第Ⅰ期整備)で便益施設を「長者橋便益
	6-15	134	ので、トイレが必要と思う。	施の際に行う	施設」と「弁慶橋便益施設」の2箇所に設けることとしています。
				事業計画の見	このうちトイレは、平成7年度までに行う前期整備において、郡
				直しのポイン	庁院周辺とともに整備する「長者橋付近便益施設」に設置します。
				トとして記載	現計画では、「弁慶橋便益施設」にトイレの設置は想定しておらず、
				する。	前期整備が終了し供用を開始した後は、当面、多くの来場者が見
					込まれるイベント時等に、仮設トイレを設置する等の方法で対応
					することとしています。ただし、長者橋便益施設は大型バスの進

5	6-7	100	長者橋便益施設は、地形的に低い位置にあ	原案のとおり	入が難しいため、大型バスの進入が可能な「弁慶橋弁慶施設」を令和8年度から実施を予定している後期整備において設けることとしており、後期整備の開始時に公園の利用状況を踏まえて現計画の見直しを行い、「弁慶橋便益施設」へのトイレの設置を検討いたします(6-7. 導入部施設計画 P100、6-15. 事業計画 P134)。 便益施設は原則として史跡指定地内に設置することができず、史
			り、先の豪雨時には浸水している。災害等を 考慮した設定とされたい。		跡の中心となる郡庁院へのアクセスを考慮して便益施設の位置を 計画しました。設計にあたっては、災害の影響を考慮します(6-7.
			う思した政定とでもいた。		導入部施設計画 P100)。
6	6-7	100	大型バスが入るような動線を確保すべきで	原案のとおり	史跡の南側に接する市道により、史跡公園の中心となる「中核活
			ある。		用建物」や動線の起点となる「長者橋便益施設」の近くまで大型
*					バスの進入が可能であり、来園者の乗降は可能です。ただし、「長
					者橋弁慶施設」は大型バスの進入が難しいため、大型バスの駐車
					のため「弁慶橋弁慶施設」設けることとしております(6-7. 導入部
					施設計画 P100)。
7	6-10	119	観光にもっと利用できるような全国的にも	原案に整備前	ポスターやパンフレット、副読本、WEBサイト等、さまざまは
			もっと知ってもらうような PR が必要。せっ	の活用による	方法で情報発信をしていきます(6-10. 公開活用に関する計 P119)。
			かく作るのにもったいない。	PRを加筆す	また、史跡公園完成前から市民と連携した事業実施により幅広い
				る。	対象への史跡のPRに努めます。
8	6-4	70 • 87	スマホ、アプリなども将来的には活用できる	原案にAR・	現地における建物・塀などの構造物と AR・VR 等のソフトとを関連
	6-8	P104	ようにしてもらいたい。	VRの利用法	させて古代を体感できる歴史的空間を再現するとともに、ゲーム
				を具体的に盛	性のあるVRやアプリなどを活用し、他の文化遺産では体験でき
				り込みます。	ない魅力ある見学や活動プログラムやイベントの充実を図ります
					(6-4. 遺構の表現に関する計画 P70・87、6-8. 動線・案内等施設計
					画 P104)。
9	6-5	89	ガイダンス施設はいつできるのか。	原案のとおり	復元建物とガイダンス施設等の機能を兼ねた「中核活用建物」を、

					令和7年度までに整備します(6-5. 中核活用建物の計画 P89)。
10	6-8	104	泉の十一面観音からは史跡全体を眺められ	後期整備の実	遺跡の特徴や魅力を感じるビューポイントへ見学者を誘導し、視
			るので、展望ポイントとして展望台をつくる	施の際に行う	線を促す案内板を設置します(6-8. 動線・案内等施設計画 P104)。
			などの整備をしてほしい。	事業計画の見	展望台に設置等、泉の十一面観音の境内地内の整備については、
				直しのポイン	本計画とは別に、住民の方々と協議のうえ検討することとします。
				トとして記載	
				する。	
11	6-6	99	古代水田としているエリアは庭園や植栽(桜	原案のとおり	古代水田としているエリアは、現在、地元住民との協働による花
			など)などの整備をしてほしい。水田はどこ		植えの活動により景観美化を行っており、そのようなコミュニテ
			でもあるので、見栄えがするものにしてもら		ィ活動によって住民と共に史跡に新たな魅力を創出する場と位置
			いたい。		付け、「共創の場」と名付けました。今後もそのような活動を継承
					していきたいと考えています(6-6. 広場等整備計画 P99)。
12	6-11	120	将来、自転車で文化遺跡を巡ることも想定さ	原案のとおり	史跡と関連文化財を結び付けた活用を行うため、歩行のほか、自
			れるので駐輪場の設置も検討してほしい。		転車や自動車など移動手段毎に史跡を中心とした「活用圏」を想
					定しています。見学手段の一つである自転車や駐輪場の常設につ
					いても、今後の設計段階で検討していきます(6-11. 関連文化財に
		/			関する計画 P120)。
13	6-7	100	トイレが不足していると思うので、駐車場に	後期整備の実	本計画では、全体計画(第Ⅰ期整備)で便益施設を「長者橋便益
			はトイレを設置してほしい(2か所)。	施の際に行う	施設」と「弁慶橋便益施設」の2箇所に設けることとしています。
				事業計画の見	このうちトイレは、平成7年度までに行う前期整備において、郡
				直しのポイン	庁院周辺とともに整備する「長者橋付近便益施設」に設置します。
				トとして記載	現計画では、「弁慶橋便益施設」にトイレの設置は想定しておらず、
				する。	前期整備が終了し供用を開始した後は、当面、多くの来場者が見
					込まれるイベント時等に、仮設トイレを設置する等の方法で対応
					することとしています。ただし、長者橋便益施設は大型バスの進
					入が難しいため、大型バスの進入が可能な「弁慶橋弁慶施設」を

					人たった広しさけたメラウンマンスが加熱(性)であい。マラットファー
					令和8年度から実施を予定している後期整備において設けること
					としており、後期整備の開始時に公園の利用状況を踏まえて現計
					画の見直しを行い、「弁慶橋便益施設」へのトイレの設置を検討い
					たします(6-7. 導入部施設計画 P100、6-15. 事業計画 P134)。
14	6-5	89	・金沢地区製鉄遺跡群との密接不可分の関係	原案のとおり	本計画では中核活用建物で史跡に関わる基本情報や歴史的意義に
			を明示されたい。		関する解説を行うこととしており、主要な展示テーマの一つを「歴
			・泉官衙遺跡の設置目的・存在意義について、		史的背景と泉官衙遺跡の意義」としています。これらの展示内容
			中央寄りの視点に偏ることなく、俘囚や常陸		は、調査の進展や研究の深化に伴って常に更新していくことを想
			からの移民が果たした役割も含め、その歴史		定しており、さまざまな視点からの歴史的評価を展示に盛り込む
			的な意味合いを説明することが必要である。		ように努めます。また「中核活用建物」において、この地域の歴
			宝亀5年の正倉火災や蝦夷反乱にみられる		史について、来場者のみなさまそれそれが歴史を発見し、共有す
			ような、朝廷と蝦夷社会との激しい軋轢を具		る場と位置付けており、各種の活用を行っていくことによって、
			体的に提示しなければ、この地域ならではの		地域のアイデンティティーが共有されるよう努めます(6-5.中核
			アイデンティティーは共有されないのでは		活用建物の計画 P89)。
			ないか。		
15	全体		全国的にも非常に価値のある泉官衙遺跡	原案のとおり	本計画では、史跡を地域固有の歴史文化を体験でき、自ら歴史を
			の史跡公園化を行う際には、当時の人々の暮		探求できる場として整備することを、基本目標としております。
			らしを、体験によって理解する様々な仕組み		このため、古代の官衙施設の再現に終始することなく、様々な歴
			を取り入れたものにして欲しい。そのために		史体験を行うための広場を「探求の場」「共創の場」として設定し
			は、専門家が当たり前だと思っていること		ます。「探求の場」では発掘遺構から得られた情報をもとに歴史を
			と、一般市民との知識や感覚の隔たりを理解		探求する発掘体験を、「共創の場」は地域住民との協働による活用
			し、本遺跡の価値を訪問した市民が体験を通		の一方法として地元農家の協力を得て古代米を栽培する体験を行
			して学ぶことで、当時の人々の生活や、もの		う古代水田として活用することを想定しております。その他にも、
			ごとの仕組みを理解した、という感動を得る		中核活用建物等を利用した体験教育によって、当時の人々の暮ら
			とともに、ふるさとの誇りを育むものにして		しや社会の仕組みを学ぶ場として、多様な活用に取り組んでまい
			いって欲しい。		ります。

16	6-12	124	泉官衙遺跡は、海・河に近いその立地から、	原案に加筆。	水運関連施設の遺構は過去の圃場整備事業により、その主要な部
			この地に官衙を設置するにあたって、水運の		分は消滅しております。その延長部分が史跡内に保存されている
			機能が重視されたと考えられ、その機能を端		ことが予想されますが、未確認であることから、今後、発掘体験
			的に示す遺構としてⅢ期の水運関連施設で		等の活用の一環として調査を行って解明を進め、その結果に応じ
			は貴重である。それらを何らかの形でAR・		て現地での遺構表現を改めて計画します(6-12. 調査等の計画
			VRではなく現地に表現してほしい。		P124)。